

青森県報

第四千二百七号

平成二十八年
十月三日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定.....	(健康福祉課) 一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(同) 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定.....	(同) 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出.....	(同) 二
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出.....	(高齢福祉課) 二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出.....	(同) 二
特定行為業務の登録.....	(同) 三
特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出.....	(同) 三
公 告	
地籍調査の成果の認証.....	(農村整備課) 三
建設業者の許可の取消し.....	(三八地域) 四
右 同.....	(上北地域) 四
	(県民局) 四

告

示

青森県告示第六百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指 定 年 月 日
株式会社みなとみらい	八戸市湊高台四丁目一三の二〇	訪問看護ステーションひだまり家	八戸市湊高台四丁目一〇	平成 二六・八・一
株式会社ゆとり	八戸市諏訪一丁目六の一八	訪問看護ステーションゆとり	八戸市青葉三丁目一六の一五	二七・三・一

青森県告示第六百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	廃止年月日
すごうクリニック ファイブ調剤薬局東目 屋店	弘前市大字桜庭字清水流六二の二 弘前市大字桜庭字清水流六一の九	平成二六・七・二 "
石橋歯科	八戸市大字上組町二九の六	二六・五・三

八木橋外科医院

八戸市城下四丁目四の一九

二六・八六

青森県告示第六百十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社みなとみらい	八戸市湊高台四丁目一三の二〇	訪問看護ステーションひだまり家	八戸市湊高台四丁目二の二〇	平成二六・八・一
株式会社ゆとり	八戸市諏訪二丁目六の一八	訪問看護ステーションゆとり	八戸市青葉三丁目一六の一五	二七・三・一

青森県告示第六百十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
石橋歯科	八戸市大字上組町二九の六	平成二六・五・三

青森県告示第六百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十八年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
名称又は氏名 主たる事務所の所在地又は住所	名 称	所 在 地	年 月 日	年 月 日
日本健康開発株式会社 弘前市大字宮川三丁目一七の一	訪問介護 ひなた外	弘前市大字外崎五丁目二の一 柳田ハウス一〇一號	平成二六・八・二九	平成二六・九・三〇
社会福祉法人平川市社会福祉協議会 平川市柏木町藤山一六の一	訪問介護 社会福祉協議会	平川市碓ヶ関三笠山二二〇の一	二六・八・三	"

青森県告示第六百二十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次

の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十八年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	氏名又は名称	住所	種類	名称	所在地	届出年月日	廃止年月日
日本健康開発株式会社	弘前市大字宮川三丁目一七の一	弘前市大字外崎五丁目二の二一〇一〇一	介護予防サービス	ひなた外	弘前市大字外崎五丁目二の二一〇一〇一	平成二六・八・二五	平成二六・九・三〇
社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	平川市碓ヶ関三笠山二二〇の二一	介護訪問	社会福祉協議会碓ヶ関事業所	平川市碓ヶ関三笠山二二〇の二一	二六・八・三	"
青森県高齢者福祉生活協同組合	八戸市江陽二丁目一〇の三二	八戸市江陽二丁目一〇の三二	介護通所	デイサービスセンター	八戸市江陽二丁目一〇の三二	"	"

青森県告示第六百二十一号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十八年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業所所在地	業務開始年月日	備考
------	-------	--------	----	--------	---------	----

〇三〇〇一 二五	平成二六・九・一	株式会社 株式会社 法人 誠友社	上北郡 八戸市 東和田八番町	ヘルパーステーション 株式会社	上北郡 八戸市 東和田八番町	平成二六・九・一	訪問介護
〇三〇〇二 一五	平成二六・四・一	社会福祉法人 誠友社	上北郡 八戸市 東和田八番町	特別養護老人ホーム 木崎野	上北郡 八戸市 東和田八番町	平成二六・四・一	介護老人福祉施設

青森県告示第六百二十二号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の六第二項の規定により、次の登録特定行為事業者から特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出があったので、同法附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。

平成二十八年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	氏名又は名称	住所	事業所所在地	登録失効年月日	備考
〇三〇〇一 〇七	株式会社 日本健康株式会社	弘前市大字 宮川三丁目一七の二三	弘前市大字 外崎五丁目一八ウス一〇	平成二六・九・三〇	訪問介護
〇三〇〇二 〇六	株式会社 日本健康株式会社	弘前市大字 宮川三丁目一七の二三	弘前市大字 外崎五丁目一八ウス一〇	"	介護予防訪問介護

公 告

地籍調査の成果の認証

南部町が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六

年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
南 部 町	椛 木	穴久保、岩ノ沢、椛木、蟹沢、堺ノ沢、下山、外久保、袖久保、外山、高間館、高田、トノノ木、ドス沢、長久保、長畑、花久保、東平、昼巻沢、級ノ木、向山、矢倉沢、渡場、荒井沢、荒田沢、犬喰、岩鼻、大森平、烏屋敷沢、烏屋敷長根、堺ノ沢、妻ノ神、里久保、館、田形森、段ノ平、塚森、津串森、樋口、法霊沢、法霊森、矢倉、矢倉平、矢倉上、矢倉沢

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社田中ゴム産業
- 二 代表者の氏名 田中 孝一
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市城下四丁目二の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一〇四八四号
- 五 取消年月日 平成二十八年九月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年九月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東陽工業株式会社
- 二 代表者の氏名 川村 義彦
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市東二番町八の四三
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 二四)第一六六六号
- 五 取消年月日 平成二十八年九月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年六月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------